

千葉市開発審査会条例

平成 4 年 3 月 1 9 日

条 例 第 3 0 号

平成 1 2 年 3 月 2 1 日

条 例 第 4 3 号

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 7 8 条第 8 項の規定に基づき、千葉市開発審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第 2 条 審査会は委員 7 人をもって組織する。

2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第 3 条 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第 4 条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、会長（会長に事故があるときはその職務を代理する者）及び 3 人以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委 任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。